

毎日頑張って働いている組合員の皆さんにもっと組合のことを知ってもらいたい。自分のこと、大切な仲間のこと、守るには知るべき大切なことがあります。「知る」参加、「いう」参加、「実践する」参加、「役割を持つ」参加。イキイキと働ける職場を一緒に作り上げていきましょう！

パワハラ行為を法律で禁止？ ~ 厚生労働省 ~

5月23日(火)の日本経済新聞に「パワハラ防止 法規制議論」の記事が掲載されました。パワハラは上司と部下の関係だけではなく、**同僚に対しても**、部下から上司に対しても対象となるのはみなさんご存じでしょうか？ 序列や年齢で一番下でも、パワハラ加害者になってしまう可能性は大いにあります。

日本経済新聞 2017年(平成29年)5月

職場のいじめや嫌がらせに関する相談件数
7 万件

2006年度 08 10 12 14 15

(注)各地の労働局や労基署に寄せられた相談。厚生労働省まとめ

パワハラ防止 法規制議論

厚生労働省は22日までに、職場でのパワハラを防止するため、パワハラ行為を法律で禁止することを視野に入れた検討を始めた。現在は明確な規制法令がなく、国の対策も防止の呼びかけや啓発にとどまる。同省の有識者検討会で議論を進めるが上司の指導とパワハラの線引きなど、判定の基準を明確にできるかが焦点。今年度中に報告書をまとめる。

年度内に報告書

政府は3月に策定した「働き方改革実行計画」の一環として、パワハラ対策を強化する。厚生労働省は3月に策定した「働き方改革実行計画」の一環として、パワハラ対策を強化する。厚生労働省は3月に策定した「働き方改革実行計画」の一環として、パワハラ対策を強化する。

厚生労働省は22日までに、職場でのパワハラを防止するため、パワハラ行為を法律で禁止することを視野に入れた検討を始めた。現在は明確な規制法令がなく、国の対策も防止の呼びかけや啓発にとどまる。同省の有識者検討会で議論を進めるが上司の指導とパワハラの線引きなど、判定の基準を明確にできるかが焦点。今年度中に報告書をまとめる。

厚生労働省は22日までに、職場でのパワハラを防止するため、パワハラ行為を法律で禁止することを視野に入れた検討を始めた。現在は明確な規制法令がなく、国の対策も防止の呼びかけや啓発にとどまる。同省の有識者検討会で議論を進めるが上司の指導とパワハラの線引きなど、判定の基準を明確にできるかが焦点。今年度中に報告書をまとめる。

気持ちよく働くためには・・・
相手に何かを伝えるとき、どんな言葉や態度を選ぶかによって、相手の受け止め方は大きく変わります。
「自分は正しい、間違っていない」という気持ちを脇に置いて、相手の状況を聞いてみることから始めましょう。



- パワハラに当たりうる行為の6類型 (厚生労働省による)
- ①殴る蹴るなど身体的な攻撃
 - ②執拗に叱るなど精神的な攻撃
 - ③1人だけ別室で仕事をさせるなど人間関係からの切り離し
 - ④無理な業務の押しつけなど過大な要求
 - ⑤事務職なのに倉庫業務だけさせるなどの過小な要求
 - ⑥妻の悪口を言われるなど「個人の侵害」

発行責任者: 安達
編集責任者: 加藤
☎ 0256-68-6810

あなたの言動や行動に心を痛めている人がいます・・・

支部長より 支部 組合員の皆さんに一言！

アークランドグループ労働組合は
かわいたかりのりを応援します